

問Ⅱ - 4 - ②（移行をまたぐ任期の取扱い）

特例民法法人が公益社団・財団法人又は一般社団・財団法人に移行したときに在任していた理事、監事の（残りの）任期はどのような扱いになりますか。

答

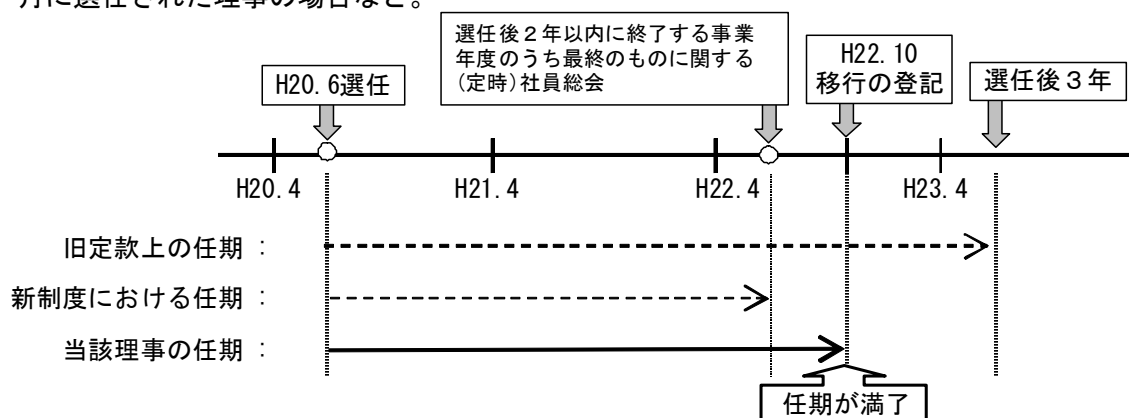
- 1 移行の登記をした特例民法法人の理事及び監事の任期は、一般社団・財団法人法の任期の規定に従うこととなります。
- 2 特例民法法人の理事や監事の任期については、民法法人のときと同様とする旨の規定が設けられています（注1）（整備法第48条第2項・第3項）。  
これに対し、特例民法法人が公益社団法人・財団法人又は一般社団法人・財団法人に移行した場合の理事または監事の任期については、特段の規定が設けられていないため、この場合には、移行前に選任された理事または監事の任期についても、一般社団・財団法人法上の理事または監事の任期に関する規律が適用されることとなります。  
その結果、特例民法法人の理事または監事のうち、その選任後の期間が通常の公益社団法人・財団法人又は一般社団法人・財団法人の理事または監事の任期の範囲内である者にとっては、移行によりその任期が満了することはありませんが、選任後の期間がすでに一般社団・財団法人法上の理事または監事の任期を超過している者にとっては、移行と同時に任期が満了することとなります（注2）。
- 3 一般社団・財団法人法における理事または監事の任期は、「選任後2年（監事は4年）以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会（定時評議員会）の終結の時まで」（一般社団・財団法人法第66条、第67条。第177条において準用する場合を含む。）とされていますが、移行の登記のときに在任していた理事、監事について、一般社団・財団法人法上の任期を計算する際、移行の登記の前日を末日とする特例民法法人としての最後の事業年度が、「選任後2年（監事は4年）以内に終了する事業年度のうち最終のもの」に該当する場合（注3）の任期の計算については次のようになります。
  - ① 特例民法法人としての最後の事業年度終了後（移行の登記後）、一定の時期（注4）に社員総会（評議員会）を開催して、決算の承認を行う場合には、当該社員総会（評議員会）を定時社員総会（定時評議員会）と見なし、任期を計算することとなります（注5）。
  - ② 特例民法法人としての最後の事業年度の決算の承認について、一定の時期に社員総会が開催されない場合（注6）には、当該「一定の時期」（注4）

が経過したときに、任期が満了することとなります（注7）（注8）。

なお、決算の承認を行う社員総会等の開催時期が「一定の時期」に該当するかどうかの判断が難しい場合など、任期の計算に疑義が生じるようなときには、定款の変更の案に、移行の登記をしたときの役員の任期の特則を設けるなどの方法（問Ⅱ－4－⑦参照）により対応することも考えられます。

（注1）新制度の理事会を設置した特例民法法人が理事を選任した場合や新制度の評議員を置く特例財団法人が監事を選任した場合等は、その理事又は監事の任期は新制度の任期の規定に従うこととなります（整備法第48条第2項かっこ書き・第3項第1号から第3号）。

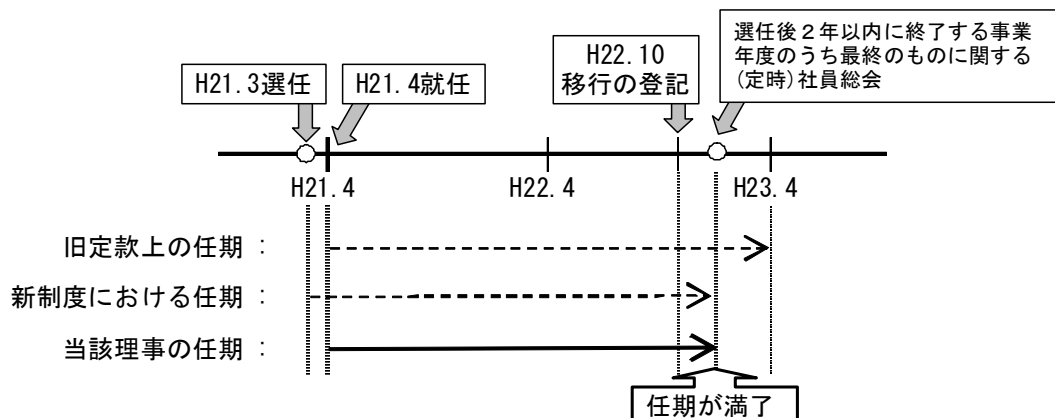
（注2）例えば、理事の任期を、旧定款では選任されてから3年間、定款の変更の案では「選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時まで」としている法人が、平成22年10月に移行の登記をした際の、20年6月に選任された理事の場合など。



（注3）例えば、理事の任期を、旧定款では4月から翌々年3月までの2年間、定款の変更の案では「選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時まで」としている法人が、平成22年10月に移行の登記をした際の、21年3月に選任されて同年4月から就任していた理事の場合など。

（注4）当該「一定の時期」としては、定款の変更の案で定めた又は当該法人が慣例として開催することとしている定時社員総会（定時評議員会）の開催時期（年度終了後のどのくらいの時期に開催しているか。）などが考えられます。

(注5) 上記の(注3)の理事の場合には、以下のとおりの任期となります。



(注6) 移行認可を受けた場合の公益目的財産額の確定(整備法規則第33条)や、法人税に係る確定申告等のため、移行後所定の期間内に決算の承認を行うことが必要となる場合があります。

(注7) 例えば、定款の変更の案に、定時社員総会の開催時期を「事業年度終了後3か月以内」と定めている法人にあっては、特例民法法人としての最後の事業年度終了後3か月を経過したときに任期が満了することとなります(なお、定款の変更の案において、4月1日から翌年3月末までを事業年度とした上で、定時社員総会の開催時期を「6月」と定めている場合には、「事業年度終了後3か月以内」と定めているのと同様と解することができます。)

(注8) 特例民法法人の理事または監事が任期満了によって退任する結果、理事または監事が欠けることとなる場合又は一般社団・財団法人法若しくは定款で定めた員数を欠くこととなる場合には、当該理事または監事はなお役員としての権利義務を有することとなります(一般社団・財団法人法第75条第1項(第177条において準用する場合を含む。))。

(参照条文)

整備法第48条 (略)

- 2 特例民法法人の理事(理事会を置く特例民法法人が選任するものを除く。)の選任及び解任、資格並びに任期については、なお従前の例による。
- 3 この法律の施行の際現に監事を置くこととしていた特例民法法人の監事(次に掲げる特例民法法人が選任するものを除く。)についても、前項と同様とする。
  - 一 理事会を置く特例社団法人(以下この款において「理事会設置特例社団法人」とい

う。)

二 会計監査人を置く特例社団法人（以下この款において「会計監査人設置特例社団法人」という。）

三 評議員を置く特例財団法人（以下この款において「評議員設置特例財団法人」という。）

整備法規則第 33 条 第二十九条第一号の額が第二十四条に規定する額を超える特例民法法人が移行の登記をしたときは、当該移行の登記をした日から起算して三箇月以内に、次に掲げる書類を行政庁に提出しなければならない。

一 第十四条に規定する公益目的財産額及び第二十九条の規定の例によりその計算を記載した書類

二 算定日における貸借対照表及びその附属明細書

2～4 （略）

一般社団・財団法人法第 36 条 定時社員総会は、毎事業年度の終了後一定の時期に招集しなければならない。

2・3 （略）

一般社団・財団法人法第 66 条 理事の任期は、選任後二年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、定款又は社員総会の決議によって、その任期を短縮することを妨げない。

一般社団・財団法人法第 67 条 監事の任期は、選任後四年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、定款によって、その任期を選任後二年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとすることを限度として短縮することを妨げない。

2 前項の規定は、定款によって、任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期を退任した監事の任期の満了する時までとすることを妨げない。

3 （略）

一般社団・財団法人法第 75 条 役員が欠けた場合又はこの法律若しくは定款で定めた役員員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員（次項の一時役員職務を行うべき者を含む。）が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

2～5 （略）

一般社団・財団法人法第 179 条 定時評議員会は、毎事業年度の終了後一定の時期に招集  
しなければならない。

2・3 (略)